

## 島田市議会議員政務活動費に関する取扱基準

平成17年 9月26日制定  
平成18年 4月 1日改正  
平成19年 4月 1日改正  
平成23年 7月 1日改正  
平成25年 4月 1日改正  
平成29年 2月 1日改正  
令和 7年 4月 1日改正  
令和 8年 7月 1日改正

第1 政務活動費として執行することができる経費は、調査研究活動又は議員としての活動に要する経費とし、その主な例は、別表第1のとおりとする。

第2 第1の調査研究活動又は議員としての活動であるか否かの判断は、次に掲げる事項を総合的に考慮し、客観的に判断するものとする。

- (1) 調査研究活動又は議員としての活動の目的と市政との関連性
- (2) 調査研究活動又は議員としての活動の方法及び内容等に関する具体的説明の有無
- (3) 調査研究活動又は議員としての活動の方法の妥当性
- (4) 調査研究活動又は議員としての活動と支出経費との相当性
- (5) 調査研究活動又は議員としての活動に係る結果の保存の有無等

第3 政務活動費として執行することができない経費は、次のとおりとする。

- (1) 政党活動経費又は選挙活動に伴う経費
- (2) 食糧費（食事代、宴会費、懇親会費等をいう。）。ただし、講師の食事代の支出等やむを得ない場合（1人当たり1,500円以内の支出をする場合に限る。）は、対象とする。この場合において、当該支出に係る領収書にその旨を記載する。
- (3) 海外研修費のうち10万円を超える部分の経費
- (4) 交際的な経費（慶弔、寸志、病氣見舞、広告料等をいう。)
- (5) 後援会経費等、名目のいかんにかかわらず、議員個人の利益のために支出する経費
- (6) 3万円を超える備品の購入に要する経費

第4 調査研究及び研修等（以下「視察研修」という。）は、その内容に応じた期間とし、報告書はできる限り詳細に記載し、実施後速やかに議長に提出をする。

第5 視察研修は、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

- (1) 視察研修が客観的に調査研究又は議員としての活動の実質を有すること。
- (2) 視察研修に先立って調査項目等を準備すること。
- (3) 視察研修中にどのような事項について聴取りをし、聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかにすること。
- (4) 視察研修によって得られた聴取り等の結果を、その後の利用に供するため、

視察の報告書として保存すること。

第6 視察研修に係る旅費の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 議員は、視察研修の年月日、目的、行程等に関する書類及びその他必要とする書類を事前に議長に提出しなければならない。

(2) 宿泊費の取扱いは、次のとおりとし、これ以外は、原則として、島田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給に関する条例の例により取り扱うものとする。

ア 宿泊費 朝食代（当該宿泊施設においてとる朝食に限る。）を含め1泊につき別表第2に掲げる区分に応じた基準額を限度として、実費を支給する。なお、収支報告書の提出に当たっては、宿泊に係る領収書を添付しなければならない。その領収書には、昼食代及び夕食代（以下「夕食代等」という。）を除いた金額が記載されていなければならない。また、領収書に夕食代等の金額が含まれている場合には、宿泊費から夕食代等の金額を減じて支給するものとする。

イ 特別な場合の宿泊費 宿泊施設が指定されている場合又は研修負担金に宿泊費が含まれている場合は、食事代の有無に係わらず、指定された金額を支給するものとする。ただし、領収書にその旨が記載されていなければならない。その旨が記載されていない場合には、領収書のほか根拠となる書類を添付しなければならない。

(3) レンタカー、タクシー、新幹線、航空機等の使用基準については、次のとおりとし、自家用車の使用を除き実費を支給するものとする。なお、この場合において、理由書等の内容のわかる書類を事前に議長に提出しなければならない。

ア レンタカーの使用 目的地（視察先等）まで公共交通機関がない場合又はレンタカーを使用することにより日程が大幅に合理化でき、かつ、交通費が安価になる場合に限り使用を認める。なお、収支報告書の提出に当たっては、レンタカー代、ガソリン代又は有料道路代に係る領収書を添付するものとする。

イ タクシーの使用 目的地（視察先等）まで公共交通機関がない場合又はタクシーを使用することにより公共交通機関よりも費用が安価になる場合に限り使用を認める。なお、収支報告書の提出に当たっては、タクシー代の領収書を添付するものとする。

ウ 自家用車の使用（車賃） 目的地（視察先等）まで公共交通機関がない場合又は自家用車を使用することにより日程が大幅に合理化でき、かつ、交通費が安価になる場合に限り使用を認める。なお、収支報告書の提出に当たっては必要に応じ有料道路代に係る領収書及び走行距離証明を添付するものとし、車賃の算定に当たっての起点及び終点は島田市役所とする。

エ 新幹線のぞみ等の特別急行列車の使用 視察先の事情等における時間の制約又は移動時間が長時間におよび新幹線のぞみ等の特別急行列車を使用することで移動時間が短縮できる場合に限り使用を認める。

オ 航空機の使用 航空機を使用することが最も安価な場合若しくは外国、沖縄等陸路では移動不可能な場合、又は陸路の場合に移動時間が長時間におよび航空機を使用することで移動時間が短縮できる場合に限り使用を認める。なお、収支報告書の提出に当たっては、航空機運賃に係る領収書を添付するものとする。

る。

第7 収支報告書の提出に当たっては、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 政務活動費の該当経費の支出に係るそれぞれの領収書及びその内容が記載された明細が分かるもの又はこれらに準ずるものとして議長が認めたもの
- (2) 調査研究活動又は議員としての活動の内容が分かる報告書
- (3) 広報紙の発行、講演会、研修会、研究会、報告会又は意見交換会の開催、現地調査の実施及び要請・陳情活動の実施に係る経費の支出にあつては、それぞれの内容が分かる資料等

第8 第7に基づき提出された収支報告書及び添付された書類（以下「収支報告書等」という。）は、当該収支報告書等の提出のあった日の属する年度の8月1日から翌々年度の7月末日まで次の方法により一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 市役所及び各支所の情報公開コーナーへの配置
- (2) 市ホームページへの掲載

附 則

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月1日改正 議会運営委員会）

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この取扱基準は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この取扱基準は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第1関係）

項 目	対象となる主な経費	備考
1 調査研究費	(1) 資料印刷費 (2) 調査委託費 (3) 文書通信費 (4) 交通費及び宿泊費	(1) 手土産代は、社会通念上適正な範囲内の額のものについては、対象とする。 (2) 交際費、個人的な支出、政党活動に伴う会費又は参加費は、対象としない。 (3) 視察キャンセル代は、やむを得ない事情による場合は、対象とする。（H19.12.20仙台高裁） (4) 定額旅費について、航空運賃以外の領収書は、収支報告書への添付は必要としない。（H17.5.25大阪高裁） (5) ガソリン代、高速道路代又は駐車場代は、その全てが政務活動に要するものであると立証が可能な場合は、対象とする。
2 研修費	(1) 講師謝金 (2) 会場費 (3) 交通費 (4) 宿泊費 (5) 文書通信費 (6) 参加費	
3 広報費	(1) 広報紙、報告書等の印刷費 (2) 会場費 (3) 文書通信費 (4) 交通費	(1) 議会の活性化を図り、議員の調査研究活動又は議員としての活動の基盤を充実させ、その審議能力を強化する観点から調査研究活動又は議員としての活動に有益な支出であるものは、対象とする。 (2) ウェブサイトの維持管理費は、対象とする。

4 広聴費	(1) 資料印刷費 (2) 会場費 (3) 文書通信費 (4) 交通費	
5 要請・陳情活動費	(1) 資料印刷費 (2) 文書通信費 (3) 交通費 (4) 宿泊費	
6 会議費	(1) 会場費 (2) 資料印刷費 (3) 交通費 (4) 宿泊費 (5) 文書通信費 (6) 参加費	
7 資料作成費	(1) 印刷製本費 (2) 翻訳料 (3) 事務機器の購入代 又はリース代	
8 資料購入費	(1) 書籍購入費 (2) 新聞雑誌購読料 (3) 有料データベース 利用料	(1) 新聞代は、一般紙の購読費については、対象とする。(H19.4.26 仙台高裁)ただし、2紙目以降の 一般紙に限る。(スポーツ紙は、 対象としない。) (2) 業界紙は、一般的に市政に関連 し調査研究及び議員としての活動 に資するものは対象とするが、総 合的に個人的な支出と判断される ものは対象としない。 (3) 政党が出版する機関誌は、その 議員が所属していない政党のもの であれば、対象とする。
9 その他の経費	1の項から8の項まで に掲げる経費以外の経 費で、議員の行う調査 研究に必要なもの	

## 別表第2（第6関係）

区分	基準額（1夜につき）
東京都	21,000円
京都府	20,000円
千葉県 兵庫県 福岡県	17,000円
埼玉県 神奈川県 新潟県 大阪府	16,000円
北海道 香川県	15,000円
岡山県 広島県 熊本県	14,000円
山梨県 岐阜県 長野県 長崎県	13,000円
青森県 宮城県 群馬県 静岡県 愛知県 三重県 奈良県 島根県 愛媛県 高知県 沖縄県	12,000円
秋田県 茨城県 栃木県 富山県 滋賀県 和歌山県 佐賀県 大分県 宮崎県 鹿児島県	11,000円
岩手県 山形県 石川県 福井県 徳島県	10,000円
福島県 鳥取県 山口県	9,000円